

東広島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年1月31日
東広島市農業委員会
会長 杉本 源藏

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

本市においても平成29年6月1日から農業委員及び農地利用最適化推進委員の新体制となり、現在3期目がスタートしているところである。

本市は、広島県の中央部に位置し、西条盆地を中心に、沿岸部から山間部にわたって農業地帯が広がる多種多様な豊富な自然環境を有しており、水稻を基幹としつつ、ネギ、アスパラガス、馬鈴薯、レンコン、柑橘、西条柿、肉用牛及び乳用牛などの特徴的な農畜産物を栽培・飼育し、地域特性を活かした都市近郊型農業を展開している。

しかしながら、農業者の高齢化、担い手不足に加え、米価の下落や原材料費の高騰による経営圧迫などにより、耕作されない農地が増加しているほか、耕作条件の整っていない地域での担い手への農地集積・集約化、遊休農地の解消・発生防止が困難な状況となっている。

このような状況の中、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、遊休農地の発生防止・解消に努めるとともに、担い手への農地利用の集積・集約化をより一層強力に推進していくため、「地域計画」の作成及びその目標に向けた取り組みを進める必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、東広島市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の任期となる令和8年5月末日までに合わせた目標設定の考え方や取組方法について見直しを行うものであるが、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	6,990 ha	74.3 ha	1.06 %
3年後の目標 (令和8年3月)	6,870 ha	15.4 ha	0.22 %
目 標 (令和9年3月)	6,830 ha	0 ha	0.00 %

注1：管内の農地面積は耕地及び作付面積統計における耕地面積。

注2：遊休農地の面積は農地利用状況調査（農地パトロール）にて遊休農地（A農地）と判定された農地面積。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）は、農地法第30条第1項及び第32条第1項に基づき、管内の全農地の利用状況調査及び利用意向調査に協働して取り組む。
- ・利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」及び本市の「統合型GIS」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- ・農業者等への農地の貸し借り、農作業等に関する必要な情報等を提案する。
- ・遊休農地以外の耕作されていない農地（不作付地）について、まとまった農地については担い手へ情報提供し、その解消に努めるとともに、農地の借り手紹介依頼書を積極的に収集し、新規就農者などへつなげていく。
- ・農地を守るための支援制度について協議検討し、必要に応じて関係機関に要望活動を行う。

② 農地中間管理機構等との連携について

- ・利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえて農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③ 非農地判断について

- ・利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、再生利用が困難な農地に区分された荒廃農地については、順次、「非農地決定」を行い、農地台帳データの精度向上に努める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	6,990ha	1,617ha	23.1%
3年後の目標 (令和8年3月)	6,870ha	2,109ha	30.7%
目 標 (令和13年3月)	6,670ha	2,895ha	43.4%

注1:「担い手」は認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和5年3月)	5,314 戸	95 経営体	22 経営体	57 経営体	0 団体

注1:「担い手」の数値は、市農林水産課の数値

注2:「総農家数」は、2020年農林業センサスの数値

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

- ・農業委員会は、各地域における10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに関係機関と連携し積極的に取り組む

② 農地中間管理機構との連携について

- ・農地中間管理機構への情報提供及び積極的な活用を推進する。また、市ホームページ、市広報紙及び全国農地ナビ等を活用し、担い手へのマッチング活動の推進に努める。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- ・管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整等に努める。
- ・中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れなどの情報を地域へ情報を提供しながら地域に応じた取り組みを推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人)※ (新規参入者取得面積)
3年間での目標値 (R5～R8)	15人 7.5ha	1法人 10ha

※新規参入者数(法人)については3年間で1法人設立を目標とし10haの取得面積とした

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

- ・農地の借り手紹介依頼書等により収集した農地情報を基に、市・県・農地中間管理機構等の関係機関と連携して新規就農希望者等へ情報提供し、新規参入の促進に努める。

②新規就農フェア等への参加について

- ・市、県、JA等の関係機関と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について

- ・担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、市・県等の関係機関と連携し、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

- ・農業委員及び推進委員は、新規参入者(法人を含む)が地域で受け入れられるような環境等の整備、及び後継者・新規就農希望者の農業経営が安定的かつ継続的に行えるような支援・助言等の活動に取り組む。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

本市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、東広島市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力